

令和8年度横浜市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について

令和8年度横浜市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱が決定しましたのでお知らせします。

1 一般募集について

	共通選抜	定通分割選抜
募 集 期 間	インターネットを活用した出願 (以下「インターネット出願」という。) 【志願情報申請期間】 令和8年1月23日(金)から 同月29日(木)まで 【中学校長承認期間】 令和8年1月23日(金)から 同月30日(金)まで	紙による入学願書提出期間 令和8年3月5日(木)及び 同月6日(金)
志 願 変 更 期 間	【志願変更情報申請期間】 令和8年2月4日(水)から 同月6日(金)まで 【中学校長承認期間】 令和8年2月4日(水)から 同月9日(月)まで	令和8年3月9日(月)
学 力 検 査 の 期 日	令和8年2月17日(火)	令和8年3月16日(月)
特 色 検 査 の 期 日 (特色検査を実施する場合)	令和8年2月17日(火) 同月18日(水) 同月19日(木) のうちから当該高等学校の 校長が定めた期日	令和8年3月16日(月) 同月17日(火) のうちから当該高等学校の 校長が定めた期日
追 検 査 の 期 日	令和8年2月24日(火)	
合 格 者 の 発 表	令和8年2月27日(金)	令和8年3月19日(木)

2 特別募集(海外帰国生徒・在県外国人等)について

- 募 集 期 間: インターネット出願
【志願情報申請期間】
令和8年1月23日(金)から同月29日(木)まで
【中学校長承認期間】
令和8年1月23日(金)から同月30日(金)まで
- 志 願 資 格 確 認 期 間: 令和8年1月6日(火)から同月15日(木)まで
(土曜日、日曜日、休日及び各高等学校の学校閉庁日を除く。)
- 志 願 変 更 期 間: 【志願変更情報申請期間】
令和8年2月4日(水)から同月6日(金)まで
【中学校長承認期間】
令和8年2月4日(水)から同月9日(月)まで
- 学力検査・面接等の期日: 令和8年2月17日(火)
- 追 検 査 の 期 日: 令和8年2月24日(火)
- 合 格 者 の 発 表: 令和8年2月27日(金)

裏面あり



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



3 横浜市立横浜商業高等学校別科（理容科、美容科）について

- 募 集 期 間：インターネット出願
【志願情報申請期間】
令和8年1月23日（金）から2月6日（金）まで
【中学校長承認期間】
令和8年1月23日（金）から2月9日（月）まで
- 志 願 変 更：志願変更することはできません。
- 学 力 検 査 等 の 期 日：令和8年2月17日（火）
- 面 接 期 日：令和8年2月18日（水）、同月19日（木）のうちから
校長が定めた期日
- 特 色 検 査 の 期 日：令和8年2月17日（火）、同月18日（水）及び
（特色検査実施の場合）同月19日（木）のうちから校長が定めた期日
- 追 検 査 の 期 日：令和8年2月24日（火）
- 合 格 者 の 発 表：令和8年2月27日（金）

※二次募集等、詳細については別紙（令和8年度横浜市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱）を参照してください。

お問合せ先	
教育委員会事務局高校教育課長	宮村 浩文 Tel 045-671-3289



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



令和8年度横浜市立高等学校の入学者の募集及び選抜は、次のとおりとする。

I 横浜市立高等学校について（横浜商業高等学校別科（理容科・美容科）については、IIで定める。）

1 募集の区分

横浜市立高等学校の募集の区分は、次表のとおりとする。

募 集 の 区 分		課 程 等	学 校 名
一般募集 (共通選抜)		全日制の課程 普通科	金沢高等学校、桜丘高等学校
		全日制の課程 専門学科 (商業に関する学科)	横浜商業高等学校 (商業科) 横浜商業高等学校 (スポーツマネジメント科)
		全日制の課程 専門学科 (国際に関する学科)	横浜商業高等学校 (国際学科)
		単位制による全日制の課程 普通科	東高等学校 戸塚高等学校 (一般コース・音楽コース)
		単位制による全日制の課程 総合学科	みなと総合高等学校
		単位制による全日制の課程 専門学科 (理数に関する学科)	横浜サイエンスフロンティア高等学校 (理数科)
		単位制による定時制の課程 (Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部) 総合学科	横浜総合高等学校
一般募集 (共通選抜・ 定通分割選抜)		定時制の課程 (夜間) 普通科	戸塚高等学校
特別募集	海外帰国生徒 特別募集	単位制による全日制の課程 普通科	東高等学校
	在県外国人等 特別募集	全日制の課程 専門学科 (国際に関する学科)	横浜商業高等学校 (国際学科)
		単位制による全日制の課程 総合学科	みなと総合高等学校
		単位制による定時制の課程(Ⅱ部) 総合学科	横浜総合高等学校

2 志願資格

(1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、平成23年4月1日以前に出生した者で、次のアからエまでのいずれかに該当する者であって、かつ、横浜市立高等学校通学区域規則（平成12年3月横浜市教育委員会規則第3号）に定める通学区域（以下「学区」という。）の要件を満たす者とする。

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を修了した者

イ 中学校等を令和8年3月31日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者

エ 施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を令和8年3月31日までに修了する見込みの者

(2) 特別募集

ア 海外帰国生徒特別募集

海外帰国生徒特別募集への志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、原則として保護者の勤務等の関係で、継続して2年以上外国に在住して帰国した日が令和5年4月1日以降の者とする。

イ 在県外国人等特別募集

在県外国人等特別募集への志願者は、前記(1)に該当する者であって、かつ、外国の国籍を有する者（難民として認定された者を含む。）で、入国後の在留期間が通算で6年以内の者（令和8年2月1日現在）とする。

なお、日本国籍を取得して6年以内の者（令和8年2月1日現在）は、外国の国籍を有する者とみなす。

3 学区の確認

学区の確認に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

4 募集の方法

(1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

一般募集は、各高等学校の各課程における学科、コースごとに行う。ただし、横浜総合高等学校は、Ⅰ部（午前）、Ⅱ部（午後）、Ⅲ部（夜間）の部ごとに募集を行う。

(2) 特別募集

ア 海外帰国生徒特別募集

海外帰国生徒特別募集を行う高等学校は、次のとおりとする。

東高等学校（単位制による全日制の課程 普通科）

イ 在県外国人等特別募集

在県外国人等特別募集を行う高等学校は、次のとおりとする。

横浜商業高等学校（全日制の課程 国際学科）

みなと総合高等学校（単位制による全日制の課程 総合学科）

横浜総合高等学校（単位制による定時制の課程（Ⅱ部） 総合学科）

5 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程 等	募 集 期 間	
		共通選抜	定通分割選抜
一般募集	全日制の課程 普通科	(共通選抜) インターネットを活用した出願（以下「インターネット出願」という。） 【志願情報申請期間】 令和8年 1月23日（金）から同月29日（木）まで 【中学校長承認期間】 令和8年 1月23日（金）から同月30日（金）まで	
	全日制の課程 専門学科		
	単位制による全日制の課程 普通科 総合学科 専門学科		
	単位制による定時制の課程 （Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部） 総合学科		
	定時制の課程（夜間） 普通科		(定通分割選抜) 紙による入学願書提出期間 令和8年3月5日（木） 及び同月6日（金）

特別募集	海外帰国生徒 特別募集	単位制による全日制の課程 普通科	インターネット出願 【志願情報申請期間】 令和8年 1月23日(金)から同月29 日(木)まで 【中学校長承認期間】 令和8年 1月23日(金)から同月30 日(金)まで	
	在県外国人等 特別募集	全日制の課程 専門学科	志願資格確認期間 令和8年 1月6日(火)から同月15 日(木)まで(土曜日、日曜 日、休日及び各高等学校の 学校閉庁日を除く。)	
		単位制による全日制の課程 総合学科		
		単位制による定時制の課程 (Ⅱ部) 総合学科		

6 志願

(1) 志願手続及び入学選考手数料の納付

- ア 一般募集（共通選抜（二次募集を除く。）、特別募集の志願者は、志願情報申請期間にインターネット出願システムにより出願に必要な情報を入力し、入学選考手数料を納付した上、中学校長承認期間に中学校等の校長の承認を受けるものとする。
- イ 一般募集（共通選抜（二次募集）・定通分割選抜）の志願者は、入学選考手数料を納付した上、志願先の高等学校の校長に紙により入学願書等を提出するものとする。

(2) 志願の範囲

- ア 志願は、募集期間を同じくするものについては、一の募集の区分の一の高等学校の一の課程の一の学科・コース又は部に限る。ただし、次の(ア)から(ウ)までに掲げるものについては、この限りでない。
- (ア) 戸塚高等学校の一般コース又は音楽コースの志願者が、同校における他のコースに対し、第2希望として志願することを認める。
- (イ) 横浜商業高等学校の商業科又はスポーツマネジメント科の志願者が、同校における他の商業に関する学科に対し、第2希望として志願することを認める。
- (ウ) 横浜総合高等学校のⅠ部、Ⅱ部又はⅢ部の志願者が、同校における他の部に対し、第2希望として志願することを認める。
- イ 令和8年度入学選考における国公立高等学校（高等専門学校を含む。）又は特別支援学校の合格者は、定通分割選抜及び二次募集に志願することは認めない。

7 志願変更

(1) 志願変更の対象

志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う一般募集若しくは特別募集（前記1の各募集の区分における前記2の志願資格を満たす者に限る。）又は同じ高等学校の他の一般募集若しくは特別募集（前記1の各募集の区分における前記2の志願資格を満たす者に限る。）に志願変更することを認める。

なお、前記6（2）ア(ア)、(イ)及び(ウ)による第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

(2) 志願変更の期間

ア 共通選抜、特別募集にあつては、志願変更の期間は、令和8年2月4日(水)から同月9日(月)までとする。

なお、志願変更の期間における志願変更情報申請期間は令和8年2月4日(水)から同月6日(金)まで、中学校長承認期間は令和8年2月4日(水)から同月9日(月)までとする。

イ 定通分割選抜にあつては、令和8年3月9日(月)とする。

8 選抜の方法

- (1) 中学校等の校長は、志願者の調査書を志願先の高等学校の校長に提出するものとする。ただし、18歳以上(令和8年4月1日現在)のものに関しては調査書の提出を要しない。
- (2) 高等学校の校長は、中学校等の校長から提出された志願者に係る書類及び後記9の選抜のための検査の結果に基づいて、教育長が別に定める方法により選抜を行う。
- (3) 長期の欠席について特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

9 選抜のための検査

一般募集（共通選抜、定通分割選抜）、特別募集における検査の実施については、次表のとおりとする。

募集の区分		課 程 等	学 力 検 査	面接	作文	特色検査 (実技検査、 自己表現検査及 び面接のうち、 高等学校長が定 めるもの)
一般募集		全日制の課程 普通科 専門学科	原則、国語、社会、 数学、理科及び外国 語(英語)の5教科			必要に応じて 実施する場合 がある
		単位制による 全日制の課程 普通科 総合学科 専門学科	特色検査を実施す る場合は、3教科に まで減じることが ある			
		単位制による 定時制の課程 (Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部) 総合学科	原則、国語、数学及 び外国語(英語)の 3教科			
		定時制の課程(夜間) 普通科				
特別募集	海外帰国生徒 特別募集	単位制による 全日制の課程 普通科	国語、数学及び外国 語(英語)の3教科	実施する	実施する	
	在県外国人等 特別募集	全日制の課程 専門学科	国語、数学及び外国 語(英語)の3教科	実施する		
		単位制による 全日制の課程 総合学科				
		単位制による 定時制の課程(Ⅱ部) 総合学科				

(備考)

- (1) 定時制の課程(夜間)及び単位制による定時制の課程(Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部)の志願者のうち、18歳以上(令和8年4月1日現在)の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。
- (2) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の選抜のための検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
- (3) 障害等のある志願者の選抜のための検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。
- (4) インフルエンザ等の感染症に罹患した場合、月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由に該当する場合、自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合、痴漢の被害にあった場合等、やむを得ない事情により一般募集(共通選抜)及び特別募集における学力検査を受検できなかった志願者を対象として追検査を実施する。なお、追検査の方法等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

10 検査等の期日

選抜のための検査の期日及び合格者の発表の期日は、次のとおりとする。

(1) 共通選抜

学力検査の期日は令和8年2月17日(火)とし、各高等学校において特色検査を実施する場合は、同月17日(火)、同月18日(水)及び同月19日(木)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。ただし、学力検査を5教科実施する場合は、同月17日(火)に特色検査は実施しない。

追検査の期日は、令和8年2月24日(火)とする。

合格発表の期日は、令和8年2月27日(金)とする。

(2) 定通分割選抜

検査の期日は、定時制の課程(夜間)については、学力検査は令和8年3月16日(月)とする。特色検査を実施する場合は、同月16日(月)及び同月17日(火)のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。

合格発表の期日は、令和8年3月19日(木)とする。

(3) 特別募集

海外帰国生徒特別募集及び在県外国人等特別募集における学力検査、面接並びに海外帰国生徒特別募集における作文の検査の期日は、令和8年2月17日(火)とする。

追検査の期日は、令和8年2月24日(火)とする。

合格発表の期日は、令和8年2月27日(金)とする。

11 二次募集

教育長が必要と認める場合に、一般募集について次のとおり二次募集を行う。

(1) 志願資格

前記2の志願資格を有する者であって、かつ、志願時において、令和8年度入学者選抜における国公立高等学校(高等専門学校を含む。)又は特別支援学校の合格者になっていない者とする。

(2) 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	募 集 期 間
一般募集 (二次募集)	全日制の課程	(共通選抜二次募集) 令和8年3月3日(火)及び同月4日(水)
	単位制による全日制の課程	
	単位制による定時制の課程 (Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部)	

(3) 志願

ア 入学選考手数料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学選考手数料を納付した上、志願先の高等学校の校長に紙により入学願書等を提出するものとする。

イ 志願の範囲

志願は、募集期間を同じくするものについては、一の募集の区分の一の高等学校の一の課程の一の学科・コース又は部に限る。ただし、次の(ア)から(ウ)までに掲げるものについては、この限りでない。

(ア) 戸塚高等学校の一般コース又は音楽コースの志願者が、同校における他のコースに対し、第2希望として志願することを認める。ただし、それぞれのコースにおいて募集を行う場合に限る。

(イ) 横浜商業高等学校の商業科又はスポーツマネジメント科の志願者が、同校における他の商業に関する学科に対し、第2希望として志願することを認める。ただし、それぞれの学科において募集を行う場合に限る。

(ウ) 横浜総合高等学校のⅠ部、Ⅱ部又はⅢ部の志願者が、同校における他の部に対し、第2希望として志願することを認める。ただし、それぞれの部において募集を行う場合に限る。

(4) 志願変更

ア 志願変更の対象

二次募集に係る志願の手続きを完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う二次募集又は同じ高等学校が行う他の二次募集に志願変更することを認める。

なお、前記(3)イ(7)、(イ)及び(ウ)による第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

イ 志願変更の期間

志願変更の期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	志 願 変 更 の 期 間
一般募集 (二次募集)	全日制の課程	令和8年3月5日(木)及び同月6日(金)
	単位制による全日制の課程	
	単位制による定時制の課程 (Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部)	

(5) 検査の内容

全日制の課程、単位制による全日制の課程及び単位制による定時制の課程(Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部)については、国語、数学及び外国語(英語)の3教科の学力検査を実施する。

また、当該高等学校の校長が必要と認めるときは、特色検査(面接)を実施する場合がある。

なお、単位制による定時制の課程(Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部)の志願者のうち、18歳以上(令和8年4月1日現在)の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。

(6) 検査等の期日

検査等の期日は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	学力検査の期日	特色検査(面接) 又は作文の期日	合格者の発表の期日
一般募集 (二次募集)	全日制の課程	令和8年3月10日(火)	同左	令和8年3月13日(金)
	単位制による 全日制の課程			
	単位制による 定時制の課程 (Ⅰ部、Ⅱ部、Ⅲ部)			

12 入学の許可

- (1) 入学の許可は、合格者に高等学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。
- (2) 高等学校の校長は、志願又は選抜のための検査等の際に不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

13 入学手続

- (1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。
- (2) 高等学校の校長は、前記(1)の手続を行わない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

14 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、横浜市立高等学校の入学者の募集及び選抜に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

Ⅱ 横浜市立横浜商業高等学校別科について

1 募集の区分

横浜市立横浜商業高等学校別科（以下「別科」という。）の募集の区分は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程
横浜商業高等学校別科 (理容科、美容科)	昼間課程

2 志願資格

別科への志願者は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であって、かつ、県内に住所又は勤務地を有する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を修了した者
- (2) 中学校等を令和8年3月31日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者
- (4) 施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を令和8年3月31日までに修了する見込みの者

3 募集の方法

科ごとに募集を行う。

4 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	募集期間
横浜商業高等学校別科 (理容科、美容科)	(共通選抜) インターネットを活用した出願（以下「インターネット出願」という。） 【志願情報申請期間】 令和8年1月23日(金)から2月6日(金)まで 【中学校長承認期間】 令和8年1月23日(金)から2月9日(月)まで

5 志願

- (1) 志願は、一の高等学校の一の学科に限るものとし、二重志願は認めない。ただし、横浜商業高等学校別科の理容科、美容科間においては、同時に第2志望として志願することができる。
- (2) 志願者は、インターネット出願システムにより出願に必要な情報を入力し、入学選考手数料を納付した上、中学校等の校長の承認を受けるものとする。

6 志願変更

別科を志願した者は、他の高等学校のすべての学科（志願した別科における他の科を含む。）に志願変更することはできない。

7 選抜の方法

- (1) 中学校等の校長は、志願者の調査書を横浜商業高等学校の校長に提出するものとする。ただし、18歳以上(令和8年4月1日現在)のものに関しては調査書の提出を要しない。
- (2) 横浜商業高等学校の校長は、中学校等の校長から提出された志願者に係る書類及び後記8の選抜のための検査の結果に基づいて、教育長が別に定める方法により選抜を行う。
- (3) 長期の欠席について特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

8 選抜のための検査

(1) 学力検査の教科等については、次表のとおりとする。

なお、学力検査を作文に代えることはできない。

募集の区分	学力検査の教科	面接	特色検査 (実技検査・自己表現検査)
横浜商業高等学校別科	国語、数学、及び外国語（英語） の3教科	実施する	実施する場合がある

(2) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の選抜のための検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(3) 障害等のある志願者の選抜のための検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

(4) インフルエンザ等の感染症に罹患した場合、月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由に該当する場合、自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合、痴漢の被害にあった場合等、やむを得ない事情により一般募集（共通選抜）における学力検査を受検できなかった志願者を対象として追検査を実施する。なお、追検査の方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

9 検査等の期日

学力検査の期日は令和8年2月17日(火)とし、面接は同月18日(水)及び同月19日(木)のうち横浜商業高等学校の校長が定めた期日とする。特色検査を実施する場合は、同月17日(火)、同月18日(水)及び同月19日(木)のうち横浜商業高等学校の校長が定めた期日とする。

追検査の期日は、令和8年2月24日(火)とする。

合格発表の期日は、令和8年2月27日(金)とする。

10 入学の許可及び入学手続

別科における入学の許可及び入学手続については、前記Ⅰ、12及び13の規定を準用する。

11 その他

(1) この要綱に定めるもののほか、別科の入学者の募集及び選抜に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

(2) 二次募集は実施しない。